

# 山梨県公報

第百四十九号

令和二年

十二月三日

木曜日

## 目次

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	六〇五
○土地改良区役員の退任及び就任	六〇五
○公共測量の実施	六〇六
○随意契約の相手方の決定について	六〇六
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六〇七
○開発行為に関する工事の完了について	六〇七
○落札者の決定について	六〇七

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年十一月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人山梨スポーツエージェンシー
- 2 代表者の氏名 雨宮聡
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上今井町四百十六番地
- 4 定款に記載された目的 この法人は、山梨県内の小・中・高の部活動、スポーツ少年団及びスポーツクラブに参加する青少年に対して、部活動・少年団・スポーツクラブの底上げのための各種支援事業を行うことにより、青少年の健全育成及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。

### 三 縦覧期間 令和二年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで

### ● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、富士見土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和二年十二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	鶴田美智雄	笛吹市石和町東油川百五十番地	令和二年三月三十一日
理事	荻野嘉邦	笛吹市石和町唐柏百四十七番地	同
同	米山好照	笛吹市石和町東高橋三百五十四番地	同
同	筒井克己	笛吹市石和町今井六十一番地	同
同	斉藤正司	笛吹市石和町河内六十七番地	同
同	初鹿敏和	笛吹市石和町小石和百三番地	同
同	高野哲郎	笛吹市石和町小石和三百二十七番地一	同
同	斉藤猛司	笛吹市石和町砂原百二十二番地	同
同	山田哲也	笛吹市石和町唐柏二百七番地	同
監事			

同	河野直文	笛吹市石和町井戸三百六十番地	同
---	------	----------------	---

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	河阪昌則	笛吹市石和町河内四百七十二番地	令和二年四月一日
理事	原敏雄	笛吹市石和町小石和九十二番地二	同
同	半田秋男	笛吹市石和町唐柏五百五十五番地一	同
同	鈴木重男	笛吹市石和町東高橋二十六番地三	同
同	風間正昭	笛吹市石和町今井四十九番地	同
同	高野哲郎	笛吹市石和町小石和三百二十七番地一	同
同	横山泉	笛吹市石和町井戸三十七番地	同
同	竹内信	笛吹市石和町砂原百二十三番地	同
同	山下清	笛吹市石和町東油川三百八十五番地	同
監事	半田進	笛吹市石和町唐柏八十一番地	同

同	水谷修	笛吹市石和町小石和千七百三十番地一	同
---	-----	-------------------	---

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和二年十二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル五百））
- 二 測量の地域 北杜市及び韮崎市
- 三 測量の期間 令和二年十月三十日から令和三年三月十五日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
令和二年十二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
  - (一) 名称 新土木設計積算システム（ESTIMA山梨県版）運用支援・保守業務
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県県土整備部技術管理課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年九月二十四日
- 四 随意契約の相手方
  - (一) 名称 富士通株式会社
  - (二) 住所 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 五 契約金額 四千六百二十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 新土木設計積算システム（ESTIMA山梨県版）の開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 令和二年十二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎  
 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市藤井町北下條字下横屋千四百六十九の三、千四百七十の一、千四百七十の三、千四百七十一の一、千四百七十一の二、千四百七十二、千四百七十三、千四百七十四の一及び千四百七十五の一並びに水の区域  
 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十九号 山梨トヨタ自動車株式会社 代表取締役 佐々木宏明

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和二年十二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎  
 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山上塩後字秀森前千百十番一、千百十番二、千百十一番、千百十二番、千百十七番二、千百十九番、千百二十一番、千百二十一番二、千百二十四番一から千百二十四番三まで、千百二十七番一及び千百二十七番二並びに水  
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市塩山上塩後千百十番地 フルーツ山梨

農業協同組合 代表理事 中澤昭

● 落札者の決定について  
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 令和二年十二月三日  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (一) 名称 プロジェクター
  - (二) 数量 八百四十三台
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県出納局管理課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年十一月十六日
- 四 落札者
  - (一) 名称 株式会社甲府情報システム
  - (二) 住所 山梨県中央市流通団地二一五ー一
- 五 落札金額 一億二千五百四十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年十月二十二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番